

令和 8 年

監督処分庁： 静岡県

## 1. 処分を受けた建設業を営む者に関する事項

商号又は名称	株式会社田中興業	代表者氏名	代表取締役 田中 好行
主たる営業所の所在地	静岡県熱海市緑ガ丘町29-7		
許可番号	静岡県知事許可 第40201号	許可を受けている建設業の種類	般-07 と・解

## 2. 処分に関する事項

処分年月日	令和8年6月4日	処分を行った者	静岡県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項本文(同法第8条第12号及び同法第11条第1項該当)		
処分の内容	<p>建設業法第28条第1項の規定に基づく指示</p> <p>1 今回の違反行為の再発を防止するため、以下の事項について必要な措置を講ずること。</p> <p>(1) 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。</p> <p>(2) 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修計画を作成し、役職員に対し継続的に研修を行うこと。</p> <p>2 上記1(1)から(2)までについて講じた措置(上記1に係る措置以外に講じた措置がある場合には、これを含む。)を令和8年6月19日(金)までに文書により報告すること。</p>		
処分の原因となった事実	建設業法違反(欠格要件に係る変更届の提出遅延)		
その他参考となる事項	<p>株式会社田中興業は、令和5年6月30日に懲役刑に処せられた者を、令和7年2月28日まで貴社の役員に就任させていたことにより、建設業法第8条第12号に定める許可要件を欠く状態になったにもかかわらず、建設業の営業を行っていた。</p> <p>また、この役員の前辞任に係る変更届を、退任から30日以内に提出しなかった。</p> <p>このことは、建設業法第8条第12号及び同法第11条第1項に違反し、同法第28条第1項本文に該当するものと認められる。</p>		